

3月からコロナ疑い患者の「二類感染症患者入院診療加算(250点)」が147点に。ご注意を！

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」にもとづいて、コロナ疑い患者に対して「二類感染症患者入院診療加算」(250点)が2月末まで算定可能とされていました。3月1日以降は点数が下がりますのでご注意ください。なお、4月以降は「重症リスク者への電話等による診療」(147点)とあわせて廃止となる予定ですが、保険医協会は継続して算定できるように要請を行っています。

3月1日～31日のコロナ特例変更点(二類感)

3月以降コロナ疑い患者への「二類感染症患者入院診療加算」は以下で算定します

区分番号	診療行為名称	点数	施行日	請求コード
A999-00	二類感染症患者入院診療加算 (外来診療・診療報酬上臨時的取扱)	147点 (旧点数250点)	令和5年 3月1日	113033650 (変更無し)

※算定要件に変更はありませんのでご注意ください(例:「外来のコロナ疑い患者に算定」「診療・検査医療機関であること」「医学的に初診時に限る」等は変更なし)

4月1日以降について(予定)

以下の2つの項目については4月1日以降に廃止予定です。なお、保険医協会は4月以降も継続して算定できるよう厚労省に要請しています。

4月1日以降廃止予定

- 上記「二類感染症患者入院診療加算(外来診療)」(3月中は147点)
- 重症化リスクの高いコロナ陽性者に対して算定する「電話等による診療(臨時的取り扱い)」(147点)

※コロナ陽性者に電話等診療を行った場合に算定する「二類感染症患者入院診療加算」(250点)や「院内トリアージ」等のコロナ特例については引き続き算定が可能です